

## ～「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 (障害福祉サービス分) 補助金」のご案内～

### (申請受付開始しました。)

#### ● 感染症対策を徹底した上でサービスを提供するために必要な経費を支援します

- 対象事業所：令和2年4月1日以降に感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するためにかかり増し経費が発生した施設・事業所
- 対象経費： 感染症対策に要する物品購入，外部専門家等による研修実施，感染発生時対応・衛生用品保管などに使える多機能型簡易居室の設置などに要する経費
- 上限額： サービス毎に設定しています

### (申請受付開始しました。)

#### ● サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備を支援します

##### 1. 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成

- 対象事業所：令和2年4月1日以降にサービス利用休止中の利用者へ利用再開のための支援を行った相談支援事業所，在宅サービス事業所
- 上限額： 1利用者当たり 1,500円～2,500円

##### 2. 在宅サービス事業所における環境整備への助成

- 対象事業所：令和2年4月1日以降に感染防止のための環境整備を行った相談支援事業所，在宅サービス事業所
- 上限額： 20万円

上記の各申請方法については、裏面をご参照ください。

### お問合せ先

茨城県保健福祉部慰労金等コールセンター 029-301-2674  
受付時間：8時45分～17時00分(ただし12時から13時及び土日祝日は除く)

# 申請方法

## 1. 支援の対象経費などについて確認

---

- 県のホームページなどで支援の対象経費について確認し、申請額を積み上げます。
  - ※ **令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象**となるので、支出済の費用だけでなく、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、**概算額で申請することも可能**です。
  - また、領収証等の証拠となる書類を保管しておいてください。

## 2. 交付申請書を作成

---

- 次ページを参照（実際の様式番号は異なります。）して、所定の様式により、申請書などを作成します。

## 3. 交付申請

---

- 申請書などの提出は、**茨城県国民健康保険団体連合会（以下、国保連）に、電子請求受付システムによるインターネット申請**により行います。
- 債権譲渡を行っている事業所は、県に直接申請します。
  - ※国保連による申請書受付は、**令和3年1月まで**となります。

## 4. 県で確認後、交付

---

- 県が申請内容を確認後、国保連から補助金が交付されます。
- 県に直接申請した場合は、申請内容を確認後、県から補助金が交付されます。

## 5. 実績報告

---

※概算額での交付の場合に限ります。

- 概算額で申請し、補助金の交付を受けた場合、支出実績が補助金額を超えた際、または実績報告の期限（令和3年3月末）までに、**県に対して、所定の様式により実績報告**を行います。なお、実績報告時に**支出実績が補助金額に満たなかった場合は、県に対し精算**を行います。

# 申請書等の記載・提出方法

## 1. 申請書および事業計画書の入手方法

■ 申請時に必要な書類は、申請書および様式1～3です。

■ **茨城県ホームページからダウンロードしてください。**

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/shofuku/jiritsu/jiritsu.html>

■ Excelファイル名は、代表となる事業所の事業所番号に変更してください。

「申請書」 令和 年 月 日

(都道府県) 知事 殿

(法人名)  
(役職・代表者名)

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(障害分)に係る交付申請書

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

申請額： 千円

(内訳)

1. 障害福祉慰労金事業	千円
2-1. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業(多機能型簡易居室分を除く)	千円
2-2. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業(多機能型簡易居室分に限る)	千円
3. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援事業所による利用者への再開支援への助成事業	千円
4. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援における環境整備への助成事業	千円

(添付書類)

- 事業所・施設別申請額一覧(様式1)
- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(障害分)に関する事業実施計画書(事業所単位)(様式2)
- 障害福祉慰労金受給職員表(法人単位)(様式3)

## 「様式〇-2 個票」

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(障害分)に関する事業実施計画書									
施設概要									
事業所番号	事業所名称	所在地	住所	連絡先	電話番号	担当部署名	定員	職員数(常勤)	人
事業区分 <input type="checkbox"/> 障害福祉慰労金事業 → 1を記載 <input type="checkbox"/> 感染症対策前向き支援事業 → 2-1,2-2を記載 <input type="checkbox"/> 個別再開支援助成事業 → 3を記載 <input type="checkbox"/> 再開環境整備助成事業 → 4を記載									
口座情報									
<input type="checkbox"/> 国保連合会に登録されている口座情報(本事業の振込)に使用することに同意する					<input type="checkbox"/> 国保連合会に登録されている口座は変更されていない				
支出予定額									
1. 障害福祉慰労金事業 ※対象職員の氏名等について、様式3を作成すること。									
申請額①	千円								
障害金の区分・人数	20万円対象	0人	5万円対象	0人	振込手数料	千円	(千円未満四捨五入)		
2-1. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業(多機能型簡易居室の設置に要する費用を除く。)									
補助上限額	申請額	今回申請分②	NVA	千円					
		既申請分	千円						
		年度合計額	NVA	千円					
【感染症大防止対策やサービスの提供体制の確保のための経費】									
科目	所要額(円)	用途・品目・数量等							
資金・報酬									
謝金									
会費									
旅費									
雑費									
役員費									
委託料									
使用料及び賃借料									
備品購入費									
合計	0								
2-2. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業(多機能型簡易居室の設置に要する費用に限る。)									
補助上限額	申請額	千円							
		NVA	千円						
3. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援事業所による利用者への再開支援への助成事業									
利用者1人当たり単価(計画相談支援及び障害児相談支援以外共通)	2,000円	対象利用者数	人						
計画相談支援	1,500円	対象利用者数	人						
障害児相談支援	2,500円	対象利用者数	人						
4. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援における環境整備への助成事業									
補助上限額	申請額	今回申請分④	NVA	千円					
		既申請分	千円						
		年度合計額	NVA	千円					
【在宅サービス事業所における環境整備のための経費】									
科目	所要額(円)	用途・品目・数量等							
資金・報酬									
謝金									
会費									
旅費									
雑費									
役員費									
委託料									
使用料及び賃借料									
備品購入費									
合計	0								

## 「様式〇-1 事業所・施設別申請額一

No.	事業所・施設名	事業所番号	サービス種別	電話番号	住所	代表となる法人名	補助予定額(千円)						審査結果
							障害福祉慰労金	20万円対象者の有無	感染症対策費用助成事業(多機能型居室を除く。)	感染症対策費用助成事業(多機能型居室に限る。)	個別再開支援助成事業	再開環境整備助成事業	
1													
2													
3													

## 「様式〇-3 障害福祉慰労金受給職員

氏名(漢字)	氏名(全角カナ)	生年月日(西暦)	本人の住所	主たる勤務先		分類			慰労金(万円)	確認事項				支払い実績	
				事業所番号	事業所・施設の名	施設区分	対応区分	他の施設等との期間通算がある場合その施設名		委任の有無	他法人での慰労金の申請の有無	業務委託による従事者	重複申請者確認用	支払年月日(西暦)	支払金額
1															
2															
3															

## 2. 提出に当たっての留意事項(提出先が国保連の場合)

■ 障害福祉サービス等報酬の請求時期と重ならないようにするため、申請受付期間は、毎月15日から月末までの間となります。

## Q&A

**Q1 感染対策の支援，慰労金の支給の対象サービスを具体的に教えてください。**

A1 感染対策の支援は，障害者総合支援法及び児童福祉法に規定する障害福祉サービス等が対象です。

**Q2 感染対策の支援について，どのような費用が対象となりますか。**

A2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる以下のような費用が対象となります。詳細は，県にお問い合わせください。

### 【対象経費の例】

- ・ 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入
- ・ 外部専門家等による研修実施
- ・ （研修受講等に要する）旅費・宿泊費，受講費用等
- ・ 多機能型簡易居室の設置等
- ・ 消毒費用・清掃費用
- ・ 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費や職業紹介手数料
- ・ 自動車・自転車の購入又はリース費用
- ・ I C T機器の購入またはリース費用（通信費用を除く）
- ・ 普段と異なる場所でサービスを実施する際の賃料・物品の使用料，職員の交通費，利用者の送迎に関する費用

**Q3 国保連からの振込の場合，どの口座に振り込みされますか。**

A3 国保連からの障害福祉サービス等報酬の振込用に登録されている口座に振り込まれます。